

茶園改良整備事業 Q&A

Q 1. どういう事業が補助対象になりますか？

A 1 (整備事業)

受益面積 10 a 以上 1ha 未満の茶園における生産性を向上させるための基盤整備が対象です。

- ① 茶園の平坦化（段差解消）
- ② 園内作業道整備（※茶園の外の農道は補助対象外。農道整備事業等で検討ください。）

園内作業道整備により、生産性が向上する茶園（受益茶園）の面積が 10 a 以上であれば対象です。

- ③ うね方向修正
- ④ 防霜施設（防霜ファン、防霜棚及びスプリンクラー等）の整備
- ⑤ その他必要な園地改良事業

※ 1 ha 以上の基盤整備については、国庫補助事業等の活用を検討ください。

(改植事業)

碾茶生産に向け品種転換を伴う改植を行う事業（移動改植を含み、新植を除く。）が対象です。

※碾茶生産に向けたものでない改植、品種の変更を伴わない改植については、当事業の補助対象とはなりません。茶園（筆）の一部において碾茶生産に向け品種転換を伴う改植を行う場合には、当該部分の面積のみ対象となります。

Q 2. 補助対象経費の範囲はどこまでですか？

A 2. (整備事業)

請負費、使用料、賃借料、資材費、設置経費等（消費税及び地方消費税を除く。）です。

※自己で園地整備を行う場合、自己労賃、自己所有機械の使用料等は補助対象外です。重機をレンタルする場合の賃借料、資材費は補助対象になります。

(改植事業)

改植及び改植に伴う植栽初期管理に要する経費とし、面積に応じた補助 (15 万円/10a) です。

改植実施面積が 10a 未満であっても対象とし、補助対象面積は a 換算で小数点第 3 位以下 (= 1 m²未満) 切り捨てとします。(改植が複数の茶園 (筆) にわたる場合は、それらの面積をすべて合算したのちに切り捨て処理を行います。)

補助額は、補助対象面積に 15 万円/10a を掛け合わせたのち、千円未満切り捨てにて算出します。

【例】改植実施面積の全茶園（筆）の合算面積が 8.759a (=875.9 m²) の場合

150 千円 (/10a) × 0.875 = 131,250 円

⇒補助額 131,000 円（千円未満切り捨て）

Q 3. 他の補助制度も同時に使えますか？

A 3.（整備事業）

国、県、市の基盤整備、耕作放棄地解消等の補助事業と併用はできません。

（改植事業）

国改植事業（持続的生産強化対策事業のうち茶・菓用作物等地域特産作物体制強化促進）との併用は可能ですが、静岡県の実施する改植事業（静岡茶海外戦略展開支援事業のうち品種転換等輸出向け生産体制強化支援。以下「県改植事業」という。）を活用する場合、当事業は活用いただけません。

※県改植事業または市改植事業のどちらを活用するかについては、実際の改植実施時期や各補助事業のスケジュール、補助額等について、事前に必ずご検討ご勘案ください。

Q 4. 整備事業について、防霜施設の整備にあたり、整備する施設や機械は中古でも補助対象になりますか？

A 4. 5年以上使用できる保証があれば、中古でも補助対象となります。

Q 5. 整備事業について、茶園防霜施設修繕事業との違いはなんですか。

A 5. 「茶園防霜施設修繕事業」の対象は、既設の防霜施設を修理・更新する場合にご利用いただけます。「茶園改良整備事業（整備事業）」は、現在防霜施設がない茶園に新設する場合にご利用いただけます。

例) 既設の防霜ファンのファン部分を新品にませ替え ⇒ 「茶園防霜施設修繕事業」
既設の制御盤を撤去し、新たな制御盤を設置 ⇒ 「茶園防霜施設修繕事業」
借り受けた茶園に防霜ファンを新設 ⇒ 「茶園改良整備事業（整備事業）」

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

静岡市役所農業政策課 お茶のまち推進係 電話 054-354-2089